

第35回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成24年9月27日（木）10時00分～0時00分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学公共経営大学院教授）

副議長 豊 秀一（朝日新聞大阪本社社会部次長）

長見 万里野（全国消費者協会連合会会長）

清原 慶子（三鷹市長）

古賀 伸明（日本労働組合総連合会会長）

ダニエル・フット（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

中川 英彦（前京都大学大学院教授）

松永 真理（バンダイ社外取締役）

（日弁連）

会長 山岸 憲司

副会長 斎藤 義房、樋口 一夫、佐藤 豊、藪野 恒明、小川 恭子、
森山 博

事務総長 荒 中

事務次長 中西 一裕、二瓶 茂、鈴木 啓文、大貫 裕仁、菅沼 友子、
野口 啓一

若手法曹センター副本部長 谷垣 岳人

東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部副本部長 中野 明安

以上 敬称略

1. 開会

（中西事務次長）

若干まだ来られていない方がいらっしゃいますが、定時ですので始めたいと思います。委員の皆さん、お忙しい中ありがとうございます。第35回の市民会議を開催させていただきます。

新執行部の2回目ということになりますが、前回出席されなかった方もいらっしゃいますので、日弁連側の出席者を紹介させていただきたいと思います。それでは、藪野副会長から時計回りに。

（藪野副会長）

副会長の藪野恒明と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。大阪弁護士会の会長も兼務いたしております、日弁連では民事司法改革の関連の事柄を担当いたしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(佐藤副会長)

副会長の佐藤でございます。よろしくお願いいいたします。長野県弁護士会の所属でございます。主に法テラスを担当しております。前回話題になっておったかと思うのですけれども、この9月30日には原発事故が起きました福島の地にはじめて法テラスの臨時出張所が開設されます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

(斎藤副会長)

副会長の斎藤です。東京弁護士会の会長を兼ねております。前は少年法の関係でお話しさせていただきました。よろしくお願いいいたします。

(森山副会長)

副会長の森山です。仙台弁護士会所属です。昨年1年間、仙台弁護士会で会長をしていました。被災地の出身ということで、東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部を担当しております。どうぞよろしくお願いいいたします。

(中野東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部副本部長)

今、森山副会長からお話がありました東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部の副本部長をしております弁護士の中野と申します。第二東京弁護士会に所属しております。よろしくお願いいいたします。

(中西事務次長)

中野先生は今日の2つ目の議題の報告者です。

(谷垣若手法曹センター副本部長)

日弁連の若手法曹センターの副本部長をしております谷垣と申します。主に弁護士等の公務員任用支援というところを担当させていただいております。今日は、説明要員としてはじめて参加させていただきます。よろしくお願いいいたします。

(中西事務次長)

谷垣さんには、1つ目の議題の説明をしてもらいます。

(山岸会長)

会長の山岸でございます。お忙しい先生方に朝からお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。いつも貴重なご意見を頂戴して感謝しております。ようやく落ち着いたといいますか、大変な思いをして出発した新執行部でございますけれども、会務に尽瘁しているところでございますので、いろいろアドバイスを頂戴できればと思います。私も試みとして日弁連会長公式ブログなるものを開設いたしまして、まだ中身はすかすかでございますけれども、これからいろいろなことを発信していきたいと思っておりますので、参考意見等々をいただければ幸いです。

また、今日写真撮影をさせていただきますが、ホームページの「今週の会長」というところで載せていただくことがあり得るということですが、お許しいただければ会長ブログのほうにも掲載させていただくことがあるかもしれませんので、よろしくお願いいできればと思います。

また、今日は活発なご意見を頂戴できればありがたいと思います。よろしくどうぞ。

(荒事務総長)

5月から事務総長をやっております荒でございます。仙台出身、あとは相馬市出身ということもございまして、いろいろやることがあるということで、先生方にもいろいろご協力いただいていることもございます。東日本大震災、あるいはまた日弁連が抱えている課題には、これから山岸執行部の下で結論を出さなければいけないことがたくさん出てきます。そういうときに先生方のあたたかいご助言をいただいて、われわれが本当に適切な判断ができるようにしたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

(小川副会長)

副会長の小川です。滋賀の出身です。この市民会議の担当副会長ということになっております。また、司法アクセスの関係を担当しております、12月に行われる臨時総会で、今まで特別会費を集めて司法過疎の解消に努めて、ほぼいわゆるゼロワン地域というのを解消してまいりましたが、さらに一層推し進めるということで、特別会費の徴収を延長するというところに取り組んでおります。

それから、男女共同参画の関係では、男女共同参画推進基本計画を立ててから5年目になりますので、見直しをして、これからさらに5年間の第二次基本計画を立てようということで鋭意準備しているところです。どうぞよろしくお願ひいたします。

(樋口副会長)

第一東京弁護士会の会長を兼ねております。財務と若手法曹センターを担当しております。どうぞ、引き続きよろしくご指導をいただきたいということでございます。

(中西事務次長)

副会長は以上でございます。では、次長ということで、野口さんから逆回りで。

(野口事務次長)

事務次長の野口でございます。よろしくお願ひいたします。

(菅沼事務次長)

事務次長の菅沼でございます。9月に就任いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

(大貫事務次長)

事務次長の大貫でございます。担当は、国際まわりと業務まわりと若手法曹対策ということでやっております。よろしくお願ひします。

(鈴木事務次長)

事務次長の鈴木啓文でございます。よろしくお願ひいたします。

(二瓶事務次長)

事務次長の二瓶でございます。よろしくお願ひいたします。

(中西事務次長)

事務次長の中西でございます。

それでは本日の進行ですが、お手元に配付資料を出していただきまして、議題1「行政との連携について」、議題2「東日本大震災・原子力発電所事故等に対する復興支援について」。議題2は継続議題でございます。配付資料の冊子は、議題1の関連が35-1と35-1-2、議題2の関連が35-2以下でございます。その他、別の冊子で日弁連新聞463号がございます。

先ほど会長からも紹介がありましたけれども、今回の市民会議も、ホームページに掲載する「今週の会長」の撮影がありますので、よろしく願いいたします。

それでは議長のほうで進行をお願いします。

2. 開会の挨拶

(北川議長)

おはようございます。委員の皆様にはお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

それではただいまから第35回の市民会議を開催させていただきます。

3. 山岸憲司日弁連会長挨拶

(北川議長)

まず、最初に山岸日弁連会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

(山岸会長)

簡単にご挨拶を。先ほど申し上げた日弁連ホームページのブログで書かせていただいたのですが、今回の大震災を私どもとしても最優先課題としてとらえて、様々な支援活動、復興に向けた支援活動等をやっております。まだまだ至らないところはあろうかと思いますが、精一杯力を尽くしているところでございます。今後の法曹のあり方、弁護士の役割、いろいろなことを活発に議論されているところでございますので、また貴重なご意見をいただければと思います。

私は、今回の大変な不幸な出来事、大きな被害が今でも続いている原発事故の中で、弁護士の役割が問われているということに改めて思いを強くいたします。また、今日のテーマに関わりますが、行政との関係でも、行政に対しての外からのチェック機能としての活躍、あるいは行政訴訟法改正、もっともっと法も改正して、弁護士も行政訴訟の担い手を増やして、そういう方面で活躍していかなければならないという、これもまぎれもない事実であります。

それとともに、行政の中に入って、行政の中での内部統制、コンプライアンス、そしてまた、具体的にはいじめの問題であれ、モンスターペアレンツの問題であれ、様々な問題を抱えていることの解決に弁護士が内部からも担当していく、担っていくということが求められるのだらうと思います。

それから、やはり行政と司法の一翼を担う私たち弁護士が、それぞれの役割分担をしな

がら、連携と協働の精神で様々な補完作用を持ちながら、市民の権利救済のために、法的サービスの拡充のために、ともに力を尽くしていかなければならないのだろうと。そういったことをしっかりと踏まえて、それぞれの立場での活躍、それぞれの役割での活躍を担っていかなければいけない、拡大していかなければならない。そういう思いをブログにも若干書いておりますし、そういったことをいろいろなインタビューのときにも訴えさせていただいたつもりでございます。

そういう方面以外にも、企業の中においても内部統制、コンプライアンス、その他様々なところで力を尽くしていかなければなりません。それには私たちの意識改革も大切ですが、受け入れる側、つまり社会、国民の皆様の意識改革ということもなければ、なかなか弁護士活動領域の拡大といっても、ままならないといえますか、スピードが遅いといえますか。潜在的なニーズの顕在化というものと、法曹人口の増員のスピードとが合わないというところが、今様々な歪みを生じさせているというところではないかと思っております。

様々に話が広がるわけですが、今日のテーマにつきまして、また貴重なご意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

どうもありがとうございました。

次に、議事録の署名人を決定いたしたいと思いますが、ご指名させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。古賀委員さんと中川委員さんを指名させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、古賀委員さんと中川委員さん、よろしくお願ひいたします。

5. 議事

議題①行政と弁護士との連携について

(北川議長)

それでは議事に入らせていただきますが、今日のメインの議題は2つでございます。お手元に配付されている議題のとおり、進めさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますか。

それではそのようにさせていただいて、第1の議題は大体11時を目途に終わらせて、次の議題に入らせていただいて、11時55分には今日の会議は終了させていただきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、第1の議題として、「行政と弁護士との連携について」を検討していきたいと思ひます。谷垣岳人若手法曹センター副本部長にご説明をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(谷垣若手法曹センター副本部長)

谷垣でございます。座ってご説明させていただきたいと思います。簡単ではございますが、私ども弁護士あるいは弁護士会と地方公共団体との関わりについて、その現状と今後の課題につきまして、概略をご説明させていただきます。

私ども弁護士あるいは弁護士会は、従来から外部の法律専門家として地方公共団体の顧問弁護士あるいは各種審議会の委員等への就任という形で関与することは、少なからずございました。

しかしながら、どちらかといいますと、市民や企業の権利・利益を擁護するために、違法・不当な公権力を行使する可能性のある地方公共団体と対峙する、あるいは敵対するという立場で関与することが主要な役割であるというふうにとらえられてきた嫌いがございました。

もちろんこうした役割は、今日におきましても、極めて重要なものでございまして、引き続き私どもが担っていかなければならないと考えております。しかし、違法・不当な行政活動を未然に防止するという観点に立ちますと、やはり地方公共団体と敵対する、外部から何かするというだけでは、おのずと限界があろうと思われれます。また、地方公共団体は本来、市民や企業に身近な存在として社会的弱者の救済など、福祉の分野を中心にセーフティネットとしての重要な役割を担っております。われわれ弁護士もこうした行政施策の構築を法的側面から支援していくことが必要でございます。

さらに近年、多様化・複雑化する住民ニーズに対応して、地方公共団体における行政需要は拡大の一途をたどっており、これに伴って行政活動の様々な分野で行政法以外の法分野も含めまして、幅広い視点からの法的検討を踏まえた対応が迫られているわけでありませう。とりわけ、地方分権の流れの中で、多くの地方公共団体で既存の法令との整合性というものを重視する従来型の法務だけではなくて、地域の実情に応じた政策の実現、あるいは公共的課題の解決にあたって、立法・法の執行・争訟の各場面におきまして、法をより能動的に活用していく、いわゆる政策法務と言われるものの発想を意識的に取り入れまして、これを推進していくために、その受け皿として新たな組織体制の構築と高い法務能力を備えた人材の育成、確保が各自治体で急務となっております。

このような中で、弁護士を外部の専門家としてこれまで以上に積極的に活用するというケースが増えてきております。他方で先ほどもお話がありましたように、任期付職員等として組織の内部に採用して、即戦力として活用しようという地方公共団体が近年増加しているという状況でございます。

まず、組織内部に職員として法曹有資格者を採用するというケースについて、概要をご説明させていただきますが、資料の 35-1-2 という 1 枚もので表裏になっている表がございます。地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員というようなタイトルが上のほうに付いておりますが、この上段の表は、地方公共団体において現時点で常勤職員として採用されている法曹有資格者の内訳でございます。全国 23 の地方公共団体で総勢 38 名の法曹

有資格者が採用されておりまして、うち 25 名が特定任期付職員でございます。なお、これら 38 名のうち、弁護士登録をしているものは 20 名、採用に伴って弁護士登録を抹消した者は 7 名、残り 11 名は弁護士登録未登録という状況でございます。

また、その下の表でございますが、常勤職員の採用人数等を年度ごとに整理したものでございます。ご覧のとおり、2009 年度以降、採用団体、採用人数ともに増加の傾向にございます。

その裏の次のページですが、上の表は現在弁護士の採用を予定している地方公共団体の内訳でございますが、5 つほど今募集がかかっている、あるいは実際に応募があつて採用の検討段階に入っているというところでございます。

さらにその下でございますが、今まで申し上げていたのは、常勤職員としての採用でございます。ここでは非常勤職員として採用されている者を掲げさせていただいております。大阪府池田市と東京都国立市の 2 つだけですが、これは他にもございまして、ここに掲げさせていただいているのは、日弁連のホームページで運用しております、ひまわり求人求職ナビシステムを通じて募集された者のみを掲げさせていただいております。

こうした地方公共団体に採用されている法曹有資格者がどういう仕事をしているか、実際の職務内容はどうかということでございますが、自治体の規模や抱えている課題に応じまして多岐にわたっております。いわゆる行政訴訟、民事訴訟も含めまして、そういう争訟関係、行政不服審査業務、さらには条例等の例規業務。公立学校、病院等における事故や苦情への対応。行政対象暴力、あるいは不当要求に対する対応。さらには、未収債権の管理・回収。児童虐待の防止に向けた取組強化。あるいはコンプライアンス。さらには、原課からの日常的な法律相談をサポートするということ。さらに、OJT を踏まえた職員研修などがございます。

最近の例といたしましては、例えば千葉県流山市では議会の事務局の書記を併任して議員提案の条例の制定にも携わっている例がございますし、兵庫県明石市では、今年度 5 名の弁護士が一度に採用されまして、その数名が市民向けの無料相談を行っているという状況にございます。

次に、外部の専門家として法曹有資格者、とりわけ弁護士をどういうふうにご利用しているかということでございますが、先ほど申しましたように、顧問弁護士、あるいは審議会等の委員ということは従来どおりございますけれども、その他に監査委員、あるいは包括外部監査人に弁護士が一定数就任してきております。特に外部監査につきましては、行政運営全般にわたって、その法適合性や効率性、合理性がチェックの対象となっておりまして、弁護士をはじめとする法曹有資格者がかかわることで法律家の視点、地域の実情に応じた行政が適法かつ効率的に行われているか。最適なサービスが提供されているかを監査することができるという状況にございます。

それから、外部の専門家として自治体に向けた職員研修というものも各所で実施されておりまして、先ほど申し上げました債権管理回収の研修ですとか、行政対象暴力対策に関

する研修などが各地で実施されております。

さらに、一部の弁護士会ではございますけれども、自治体の職員からの法的な分析や思考が必要な問題の相談をメールで受け付けるという活動も取り組んでいるところがございます。

それから、何度も申し上げますが、債権の管理・回収という点では、各自治体が現在それぞれのいろいろな事情に基づきまして、多様な金銭債権を有しておりますけれども、未収の債権が多額にのぼっているという問題がございます。ここ数年東京都の江戸川区をはじめ、いくつかの地方公共団体が債権の回収業務を弁護士に委託するということが行われております。

財政健全化が叫ばれている今日、これらの未収債権の回収は喫緊の課題でございます。行政の公平性を確保し、かつ経済的な苦境にある住民の生活を破壊しないように配慮しながら、一方で債権管理条例等における放棄・免除の制度を整備する方向で運用が進んでおります。

さらに、行政に対する不当要求等に対する取組等を中心に、地方公共団体と弁護士会が連携して即応体制を整えるなど、取り組んでおります。例えば大阪府大阪市では、これまでどこでもそうでしょうけれども、弁護士への相談というのは、いわば最後の手段であるというふうに捉えられてきたわけですが、それではいかんということで、よりタイムリーにスピーディーに、よりの確なアドバイスを外部の法律専門家から受けるという制度として、リーガルサポーターズ制度というものが平成 19 年からスタートしております。平成 22 年度のデータではございますけれども、年間 279 件の相談があるという報告を受けております。

また、名古屋市ではコンプライアンスアドバイザー制度というものがございまして、行政に関して見識を有する弁護士 3 名をアドバイザーとして選任して、行政運営にかかる様々な制度に関する意見、助言、指導等を得ているというふうに聞いております。

以上が、簡単ではございますが、現状でございます。今後の課題について、ご説明させていただきたいと思っております。まず、各弁護士会と地方公共団体との連携に向けた取組でございます。消費者、高齢者など、住民福祉にかかわる分野では、地方公共団体はセーフティネットとして極めて重要な役割を担っております。われわれの弁護士の活動も地方公共団体との連携なくして、実現、拡大していくことは不可能です。また、これまで地方公共団体における弁護士をはじめとする法曹有資格者の任用事例が必ずしも多くなかった。少なかった理由として、地方公共団体側において法務能力の確保・向上に対する意識が必ずしも高くなかったこと。それに加えて、地方公共団体と弁護士との間における相互の業務に対する理解不足や意識のギャップというものがあつたというふうに指摘されているところでございます。

これを解消していくには、やはり各弁護士会がそれぞれ各種委員会活動を通じまして、幅広い分野で地元の地方公共団体との連携を模索して、主体的にその関係構築に取り組む

ことが必要になってまいります。

ただし、現状を申し上げますと、こうした自治体との連携に向けた取組状況につきましては、各弁護士会におきまして濃淡があるという状況でございます。今後は自治体における潜在的なニーズを的確に把握するとともに、自治体との連携に積極的に取り組んでいる弁護士会の事例等を他の弁護士会に紹介するなどして、各弁護士会、地方公共団体の双方の理解を深めて、その垣根を取り払っていくということが必要であると考えております。

次に、地方公共団体の要請に基づき、優れた人材を安定的に供給できる体制を整えることが必要であると考えております。特に、現状では弁護士をはじめとする法曹有資格者を職員として採用している地方公共団体は、先ほども申し上げましたが、全体から見ればほんの一握りにすぎません。また、大都市周辺以外の地域では、採用募集があっても、これに応募する者がいない、または極めて少ないというケースが見受けられているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、私ども日弁連でも日弁連のホームページですとか、会報、あるいは任期付職員等に関心のある会員向けのメールマガジン、現在約 900 名が登録しておりますけれども、そういうメールマガジン、さらにはシンポジウム等々を通じまして、地方公共団体の任期付職員等の採用情報ですとか、その仕事の内容や魅力等を積極的に広報していく。

さらに、ひまわり求人求職ナビというインターネット上の求人求職マッチングシステムの提供、あるいは地方公共団体の政策法務分野を志向する弁護士を対象に、条例立案についての研修等を行っております。こうした取組につきましても引き続き力を入れてまいりたいと思っております。

この他、さらに地方公共団体の要請に即応できるように、募集があつたらすぐに人材を提供できるように、人材プールの整理や既存の法律事務所との連携についても、現在検討しているところでございます。

続きまして、任期付職員等の採用コストの問題でございます。費用対効果の面で弁護士を採用するということについて懸念を抱いておられる地方公共団体が大半かと思われまます。人件費の財政負担と喫緊の課題である法務能力の向上というものをどうとらえていくか、調整するか。ここは非常に難しい問題になると思われまます。現状では、すべてがすべて同じではございませんが、特定任期付職員として弁護士が採用された場合に、年間の給与というのはどのぐらいかと申し上げますと、概ね 700 万円前後というのが多いのではないかと思います。これだけの費用をかけて効果が上がるのだろうかという疑問が抱かれているところであろうと思っております。

しかしながら、現状、弁護士を採用しておられる地方公共団体の多くが、法務能力の向上という観点から非常に満足をいただいている。また、今後こうした成功事例が増えていくことによって積み重ねていくことによって、先ほど申し上げました懸念というものは、徐々に払拭されていくものと考えております。

また、日弁連ではこれまで弁護士をはじめとする法曹有資格者の活用をテーマに多くの地方公共団体との意見交換会等を開催しております。成功事例の紹介や問題点の洗い出しをその中でしてまいりました。先ほどのような懸念を払拭するためにも、今後ともこうした取組を積極的に行っていく必要があると考えております。

さらに、もう1点、弁護士の公益活動という問題がございまして、弁護士会によっては、一定の公益活動、各種委員会の活動や、刑事事件の国選弁護等がございますが、そういう公益活動を各単位会、弁護士会で義務化をしているところがございます。任期付職員となった場合に、そうした公益活動に従事することが、地方公務員の職務専念義務に抵触する場合がございます。地方公共団体によっては、個別にそういった公益活動を許可しているところもあると聞いておりますが、例えば国選弁護などは、その性質上、職務専念義務の免除に馴染みにくいのではないかと考えております。

一方、任期付職員であっても、地元弁護士会の委員会活動に参加するということは、自らの研鑽はもとより、先ほどの地方公共団体と弁護士会との連携という観点からいたしましても、極めて有益であると考えております。しかし、勤務時間中に弁護士会の委員会活動に参加することについては、なかなか地方公共団体の理解を得ることは容易ではないというのが実情のようです。

こうしたことから、任期付職員である期間については、国選弁護等の義務を免除することを各弁護士会で検討するということと、あわせて地方公共団体に対しては弁護士の委員会活動との意義や有用性について理解を求めていく必要があるかと考えております。

さらに、弁護士会費という問題がございまして、日本弁護士連合会の会費もございまして、所属している各弁護士会の会費もございまして、地方公共団体で採用された弁護士が、こうした会費を自己負担しているのが現状でございます。その負担が各弁護士の求人への応募を躊躇させる要因の1つであるという指摘もございまして、各会費につきましては、地域によってそれぞれですが、年間数十万という単位でございます。

これに関連して、地方公共団体に職員として採用された弁護士の中には、会費を払うのがもったいないということで弁護士登録を取り消してしまう者も少なくないというのが現状でございます。

しかしながら、先ほど申しましたように、自治体と弁護士会との日常的な連携強化という観点からいたしましても、こうした事態は決して望ましいものではないと考えております。私どもといたしましては、地方公共団体に採用された弁護士の給与水準の実態や、企業内弁護士など他の組織内弁護士とのバランス等も考慮しつつ、引き続きこの問題をどういうふうにしていけばいいかということについて、検討してまいりたいと考えております。

最後にまとめでございますが、今日弁護士会及び弁護士をはじめとする法曹有資格者が、地方行政をサポートすることができる仕組み、これをつくっていくということは、極めて重要な課題であると考えております。そのためには、各弁護士会と地元の地方公共団体との日常的な連携をさらに強化し、双方の垣根を取り払うための地道な努力に加えまして、

研修、シンポジウムの活用、具体的な取組事例の紹介、地方公共団体の要請に応える人材の供給とともに、様々なこうした取組を今後とも強化してまいりたいと考えているところでございます。

つたない説明でございましたが、以上でございます。

(北川議長)

どうもありがとうございました。それでは、この件に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたら、委員の皆さん方からご発言をお願いしたいと思います。

(松永委員)

ひまわり求人求職ナビの応募は大体どれくらいでしょうか。

(谷垣若手法曹センター副本部長)

ひまわり求人求職ナビ自体は、必ずしも自治体に限らないわけですがけれども、様々でございます。例えば先ほど申し上げました兵庫県明石市は、当初2名の採用を予定していて、それに対して22名の弁護士が応募し、実際に受験したのは18名だったようでございます。

最終的にいろいろあって、兵庫県明石市のほうで採用人数を増やされて5名になったということで聞いております。各自治体それぞれでございまして、先ほど申しましたように、都市部から遠いところでは、なかなか手を挙げるものがない。いても1人か2人というようなところもございます。これはまずいということで、何とか円滑に供給できるような、手を挙げるような人材を増やしていくということが非常に重要であると考えております。

(松永委員)

それからもう1つ。応募人数が少ないということは、まだそこに魅力を感じないということであったとしたら、例えば先ほど、年間700万円ということですが、払う側にするととても高い。けれども、弁護士にとっては、地方に行ってわざわざというところがあったときに、例えば任期付という方の場合は、他のお仕事もしてもいいとか、そういうことはあるのですか。そういうことはないのでしょうか。

(谷垣若手法曹センター副本部長)

やはり特定任期付職員といいますと、常勤職員になります。職務専念義務がありますので、基本的には普通の事務所、夜事務所に戻って仕事をすることは、おそらくできません。

(松永委員)

例えば大学で一コマとか二コマを教えるとか、そういうこともできないのですか。

(谷垣若手法曹センター副本部長)

そういうことは許可を得てあり得るのではないかと思います。

(松永委員)

常勤としても、そういうフレキシブルな何かがあれば、多分魅力を感じるということがあるのかなとちょっと思いました。

(谷垣若手法曹センター副本部長)

補足させてもらいますと、そういう観点で言いますと、先ほどちょっと触れさせていた
だきましたけれども、非常勤職員では週に1回、2回、あるいは3回ということもござい
ます。そういう採用の仕方というものも、今後増えていくのではないかと考えています。

(北川議長)

どうぞ。

(古賀委員)

まとめのところにありますように、法曹有資格者が地方行政をサポートすることができ
る仕組みづくりは、極めて重要だと思います。ちょっとまた変な質問して申し訳ないです
けれども、さはさりながら、これ23の地方公共団体で38名の法曹有資格者が、地方公共
団体に入って活躍をされていると。まだまだ大半の地方公共団体というのはいないわけ
ですよね。そういうところは どうしておられるのかということですよ。

もう少し翻ってみれば、過去はそういうニーズはなかったのか。社会構造とか、社会が
大きく変化をしているから、地方公共団体にとっても法曹有資格者の方が入ってやらな
ければならないような領域が増えたのかどうか。その辺というのはどういうふうにとら
えているのでしょうか。

(清原委員)

私から一言。

(北川議長)

代わって、清原委員どうぞ。

(清原委員)

三鷹市長でございます。これまでも、政策法務に関するニーズはもちろんありました。
今まではすべての自治体ではありませんが、顧問弁護士をお願いしてきました。実は、と
りわけ地方行政に専門性をお持ちの弁護士というものの人数が、それほどこれまでは多
くなかったということがありますので、お一人の弁護士で複数の自治体の顧問弁護士をお務
めいただくというようなことでカバーをしてきた経過があります。

もう一方で、地方自治体が被告になる裁判も少なからずありますので、当然のことなが
ら自治体では通常は顧問弁護士をお願いしていませんし、訴訟になったら弁護士をお願い
するというようなことで、今までも弁護士の皆様にはお世話になってきました。

それでは、年間採用するだけのニーズがあるやなしやということになれば、これはやは
り地方分権が進むにつれて、相対的に日常的な業務に関わる政策法務のニーズは高まって
きたと認識しておりますし、もう一方で、先ほど実は弁護士の方を採用しても、お願いし
ているのが、債権管理であったり、回収であったりということから表れていますように、
残念ながら税等の滞納のケースにおいて、不況とともに困難事例が増えてきているのが事
実です。特に、ここ10年以上長期にわたる経済的な困難の中で、先ほど谷垣さんが何度も
セーフティネットとっていただいて、本当にそういうふうにとらえていただくのはあり
がたいと思っております。しかし、基礎自治体では、税金、債権等を回収するプロセスで

多く生活支援、生活相談の対応が増えております。したがって、どこまで債権として回収すべきか。むしろ寄り添いながら、生活保護制度等ご紹介したりしていくということと相俟っていく中で、どこまで司法的な対応ができるかというところでの司法ニーズというのは、増えてきていると思います。

したがって、これまで司法ニーズがなかったわけではなく、むしろこれまでは弁護士の方が専門職として役所の外にいらっしゃるということが一般的だったと思うのですが、先ほど冒頭にご説明いただいたように、役所の中に入っていただいて、関わっていただくだけのいい意味での法曹人口の増加というのもあったと思いますし、ニーズの顕在化と法曹人口の増加との中で、この問題が大きく幸いにも顕在化してきたというふうに認識できるかと思います。

(北川議長)

ありがとうございました。

(清原委員)

話させていただいた関係でもう一言申し上げます。三鷹市は、まだ残念ながら弁護士を採用させていただいている自治体リストには挙げられてはいないのですけれども、実は大きなお仕事をさせていただいてまして、それは人事案件で、議会に提案する必要がある幾つかの人事があります。三鷹市であれば、教育委員、固定資産審査評価委員、あるいは総合オンブズマンなどという制度を持っております。それらはすべて、私としては弁護士の方を一人あるいは一人以上お願いしております、議会に提案をして、この役職をお認めいただき、お引き受けいただいています。かなり職務の頻度が高いお仕事です。非常勤の役割ということになりますけれども、この皆様は弁護士を本業にさせていただきながら、必要に応じて教育委員のお仕事、固定資産審査評価委員のお仕事、総合オンブズマンのお仕事などをしていただいています。そういうデータってなかなか集められていないと思うのですね。でも、弁護士の皆様のこれまでの活躍ということでは、そういうデータも集めていただくと、それを端緒に外から中へというようなこともあるかと思います。このようなお仕事は、外でもなく、中でもなく、市民代表として活躍していただける役職です。

その他に、個人情報保護委員会の委員、情報公開・個人情報保護審査会の委員、建築審査会、これらは一般の多くの自治体が持っています。三鷹市独自のものとしては、男女平等参画相談員というのも弁護士の方に一人はお願いしています。言うまでもなく法律相談員として週に最低1回ということで、今はもう相談の内容はかなり多岐にわたり、年間600から800件、1,000件に届くくらいの相談を受けていただいています。そういう役割というのは、正式な職員として採用しているわけではないのですが、自治体の政策法務及びそれに基づく様々な政策の改革に資するご提案を実践の中からしていただいている役職ということになります。

それでは、なぜ正規に採用する職員の人数が加速度的に増えないかという要因については、もう既に今日いくつか弁護士の皆様が行政とネットワークを生むにあたって、どのよ

うな課題があるかということでも列挙していただいているのですけれども、それ以外にあげられるものがあるというふうに思います。それは、具体的なことで申し上げますと、日弁連が今年9月に「法科大学院制度のあり方に関するシンポジウム」をしてくださったときに、東京都町田市では多く採用されているので、町田市の部長が出てこられてお話をしてくださったことなのですから、ロースクール修了生ではなく、今は旧試の弁護士の方を1名採用されていて、来年も採用されるご予定だそうです。

その町田市のお話の中で印象的だったのは、弁護士であるにもかかわらず、市役所内部で付き合いがよくて、職員が弁護士であるその方に対して大変信頼をもって、特別扱いをせず、非常に市役所内部のコミュニケーションの中で重要な役割を果たされていると。そうしたことが、来年も採用しようと思うきっかけになったということもありまして、弁護士の皆様すべてがそうではありませんけれども、やはり自治体の行政に対しての専門的な関心も少なかったし、あるいは、どうしても大所高所から市政などをご覧いただくような傾向が強いというふうな思い込みが双方にあって、でもそれを払拭することによってこういう具体的な事例が積み重ねられるということが重要ではないかと考えた次第です。

なお、町田市の報告の中で、私も印象的でしたのは、弁護士資格をもっていらっしやらないロースクールの修了生を既に10人採用されているということです。町田市は、東京の市の中でも人口規模が大きく、まもなく政令市になるのではないかとというようなところですが、ロースクールを修了して、法務博士でいらっしやるかもしれませんが、司法試験に合格されていない方も採用されています。

翻って、三鷹市はどうかということもレビューしたのですが、残念ながらロースクール修了生が応募していただけてなかったのです。まとめて申し上げますと、日弁連の市民会議には北川議長もいらっしやるぐらいですので、公共政策に関心のある若手と政策法務に関心のある若手がもう少し近づいていただくか、カリキュラムをうまく整合をとっていただくことで、自治体にかかわらず、政策法務に関心をもついただける法曹関係者を母数として増やしていただかないと、単に公募しても、応募者が現れないということになるのではないかと思います。

したがって、自治体も今後、三鷹市を含めて政策法務力を強くする意味で、弁護士の皆様に任期付であれ、採用していく傾向はまだ続くと思うのですが、応募していただけるような仕組みをこれまで以上につくっていただくことで、ニーズと応募していただけるシニアとがマッチングしていけるのではないかとこのように思います。

どちらにしてもまだまだ私たちの側で、職員を減らさなければいけないという行政改革のニーズが市民の皆様からも大きい中、上手に減らすべきところは減らして、弁護士の皆様にも入っていただけるような余地をつくって行って、また任期付採用についても、条例提案事項になりますので、市議会の理解もいただかなければいけないので、首長の意識を高めるだけではなくて、議員の意識を高めるような活動をできればと思います。

今日2番目のテーマになります東日本大震災・原子力発電所事故等に対する復興支援に

において、関連して被災地の自治体が、おそらくは弁護士の方を採用していくことになると思いますし、日弁連の皆様もそういう方向でご尽力いただいているというふうに鈴木事務次長からも伺いました。私はそういう実践が可視化される、「見える化」されるということが、大変大きいのではないかと期待しております。以上です。

(北川議長)

他にございますか。

(中川委員)

中川です。市民会議の委員を前にされておりました片山善博さんがおっしゃっていたことなのですけれども、地方自治体にとって弁護士は敵だという意識が非常に強くて、公権力に対峙する人々というイメージがあって、それが1つの大きな壁じゃないかということをおっしゃっていました。私はその辺の実感がないのですけれども、そういうことがあるとすれば、非常に大きな障害になります。結局この問題は結論的に言いますと、私はPRに尽きると思うのです。企業法務との対比で申し上げますと、企業法務というのは法務部というのがありますので、外部の弁護士を内部に取り込むことについて、どういうメリットがあるだろうか、どういうデメリットがあるだろうか、費用対効果がどうだろうかということ事前に評価できるのですよね。それをやって取り込むことができる。ところが地方自治体は、今では意識の壁があるのと同時に、弁護士の使い方というものについて、経験が全くないということが、今までの歴史だったと思います。

したがって、これにはPRしかありません。弁護士という専門職を地方自治体に取り込んだら、どういう役に立つのだろうか、どういう場面でどういう仕事をしてもらえるか。それが住民サービスなり、行政にとってどういうメリットを生むのか。これを具体的にPRされるということが、最も効果的ではないかと思うのです。

つまり、こちらに認識がない。あるいは多少対立意識がある。しかも、弁護士の使い方というものを知らない。しかし、実際は、さきほどからお話があるように、極めて有効なのですよね。有効でありますし、費用対効果はほとんど問題にすることはないと私は思っているのですけれども、それくらい有効である。だから、そこを大いにPRされるということが、この問題の一番基本的なところではないかという感想を持っております。

(北川議長)

あとは、どうぞ。

(フット委員)

先ほど清原委員のご指摘と関係しますけれども、アメリカの場合を考えますと、確かにロースクールを出てすぐ直接採用されるケースもあります。しかし、私の理解しているところによりますと、むしろ経験を積んでから、しかも地方自治体関連の仕事をしたり、場合によっては相手の弁護士として、場合によっては顧問弁護士として、あるいは非常勤として、地方自治体と関係のある人で、この人なら人間関係もよく、専門知識も豊富であるということで、その時点で採用するということが多いようです。これまで日本の場合は、

大体法科大学院を出て、あるいは司法試験に合格し、司法研修所を終わってすぐ採用されるのでしょうか。あるいは経験を積んでから採用されるパターンが多いのでしょうか。

(山岸会長)

1つの例で申し上げれば、兵庫県明石市で一挙に5人採用したということの中には、企業法務等も含めての経験のある方、経験年数が数年の方、司法研修所を卒業してすぐの方、いろいろバラエティに富んで採用されています。それぞれの役割を持たせているというようなことでした。他はどうですか。

(谷垣若手法曹センター副本部長)

先ほどのご質問につきましては、基本的には任期付職員の採用については、数年の経験を経た弁護士が就任しているというのがほとんどでございます。一部数名ですけれども、実質弁護士経験のないロースクールを出て、司法研修所を卒業してすぐの方が採用されている事例もございます。基本は、弁護士経験が数年、2年、3年、4年、場合によっては5年、10年という方もいらっしゃいます。それから行っているというのが現状でございます。

(フット委員)

関連するかもしれませんが、大学側の関係者としての質問ですが、法科大学院、あるいは法学部、あるいは公共政策大学院、そういった教育機関に対する期待は何なのでしょう。地方自治体に勤める弁護士の採用にあたって、法律の専門家の養成を考えた場合、大学に何が期待されているのでしょうか。われわれ大学側でできることがあれば、それも教えていただければと思います。

(大貫事務次長)

ちょっと広い、抽象的な話になってしまうかもしれないですが、例えば自治体というものを1つの弁護士の新しい活動の場と考えたときに、例えば海外で活躍する弁護士を育てるというのもあると思うのです。そうすると、そういった教育機関において、例えば英語を科目としたらどうでしょうかとか、あるいは、英文の契約書についての基礎的な知識を学生の時代から教えておいていただきたいというようなことが、結構明確になります。自治体の場合ですと、一般的な法律を勉強していただくこと自体が、自治体に採用されるポイントになるということもあると思うのです。

そういった中で、特別に自治体で活躍するためにこういう教育をやっていただくとありがたいなというのをまだ明確に検討はされていないというのが現状だとは思っています。ただ、行政法、行政不服審査法、行政特有の科目には司法試験の科目にもなっている部分もあるのですが、そういうものをしていただくことと将来役に立つのではないかなと思います。

(中西事務次長)

ロースクールの科目の中に、企業法務の講座というのが今各法科大学院やっているといます。しかし、今日話題に出ているような自治体とか中央官庁とか、公務員の中の政策

法務の科目というのはあまり聞いたことがなくて、これから今現にそういう中で活躍している方がロースクールの教員として講座を持っていただけるといいのかなという感じがします。あとはエクスターンシップで自治体分野にロースクールの人を入れる場面を増やしていくと、そういう関心を持っていただけるのかなという気がしております。

(山岸会長)

それと1点いいですか。今年8月に北川先生のほうからのご要請で「マニフェスト・サミット 2012～地域から新しい日本を～」という催しに参加させていただきました。あのとき参加していたのは地方議会の議員ですかね。

(北川議長)

メインですね。

(山岸会長)

その議員の方が、法律改正もあったので、これからは自己決定、自己責任だと。きちんと条例を自ら適切につくっていかないと、あなた方が逮捕される時代ですよというふうな大変刺激的なお話から始まって、弁護士の採用が実質不可欠であるというようなお話だったのですが、弁護士としての仕事は自分で独立不羈の精神でやるという魅力のために志望している人が多いのは事実だと思います。しかし、非常に大きな組織体に入って、様々な条例制定の問題にしても、大きな大きな政策決定の問題にしても、都市再開発の問題にしても、いろいろなところで仕事ができるという魅力と、それからそれらについての関連することについて教えていただけるとありがたいかなと。

東京都町田市の場合、弁護士にしては珍しく協調性のある人に来てもらったのでというようなニュアンスのお話がありましたが、弁護士は性格的に協調性がないというよりも、弁護士はやっぱり一方の当事者としてガンガン攻めて、相手も攻めて、それで公平な判断をしてもらおうということですが、組織内の人は自分でいろいろな利害調整を図りながら、適切に、適時に決断をしていかなければいけない。しかし、弁護士としての素養がないと、やはり行政の中で解決ができないまま、あるいは前例にないとか、先送りとかいうようなことで、解決できないままいろいろなしこりが溜まっているのですね。そういったことに対して、弁護士資格がある、経験があるという中で、一つひとつ解決していくことができる。それからアウトリーチの姿勢で住民のところに行って、これは法律問題としてはこうだ、生活保護の必要性があればこうだと処理できる。

それからいわゆる「モンスター」の人たちに対しては、弁護士であるという職員が動くことによって未解決だったものがいろいろ解決が図られてくるような効用もありました。先ほどから申し上げている条例制定の段階での活躍というのは、非常に実績も上がっているようですので、そういういろいろな点で結構おもしろいということは言っていて、私はわかりませんが、関連しそうなことはどういうところかをお教えいただいでいただければと思います。

(豊副議長)

基本的なことの確認だけなのですが、今常勤職員の有資格者が 38 人ということで、登録の取消者が 7 名、未登録者が 10 人ということなのですけれども、この取消と未登録というのは、どういうふうに理解したらよろしいのかということ。もう 1 点は、2011 年、12 年で 2 桁に増えているのですけれども、端的にいつて行政側の意識の変化なのか、日弁連の働きかけによるものなのか。この 2 桁に増えた要因というのはどのあたりでしょうか。

(谷垣若手法曹センター副本部長)

今ご質問ございました登録を抹消した者、登録取消者 7 名、未登録者 11 名というのはどういう意味かということなのですけれども、登録取消者というのは、一度弁護士登録をしていて、普通に法律事務所とかで弁護士活動をしていたけれども、来月から何々市に任期付職員として採用されると。採用に伴って弁護士登録を抹消してしまって、抹消すれば弁護士会費を納めなくて済むものですから、また任期が終わったら、もう一度登録をするという予定の方であろうと思われま。

それから、未登録者というのは、例えば自治体の職員の方でも司法試験に合格されて、またそのまま戻られる方もいらっしゃるわけですね。そういう方がこの中にもいらっしゃいます。今後のことなのですけれども、必ずしも自治体にいたわけじゃないけれども、新たに司法試験に受かって、司法研修所も卒業して、そのまま弁護士を経験せずに自治体に入っていくという方の中には、おそらく登録をしないまま、とりあえず職員になると。また任期が終わればそのときに登録すればいいという方もいらっしゃるのではないかと思います。

それから、ここ数年で増えてきた原因ですけれども、これ実証的に検証しているわけではございませんが、自治体側のニーズというものが、分権の改革の中で待ったなしの状況で、早く人材を確保しなければいけないということが 1 つと、やはり私どもがここ数年全国でいろいろな自治体の方と意見交換をさせていただきまして、微力ではございますけれども、PR もそれなりにやってきたところではあるので、双方の効果が上がっているのではないかというふうに考えております。

(北川議長)

あとはよろしいですか。

(中川委員)

1 つだけ質問。今、就職されている方を 1 つにした組織、情報交換ができる会合みたいなものはあるのですか。

(谷垣若手法曹センター副本部長)

それをつくらないといけないというふうに思っております。東京都ですと、もともとそういう弁護士がいるということですから、かなり相談することもできるわけですけれども、全く採用実績のない自治体に新たに本当に一人だけ入ることになると、まわりも全然わからないということもございます。

(中川委員)

なぜかといいますと、結局大小ありますよね。小さなところほど、自分の役割というの

ははっきりすると思うのです。しかし、例えば東京都とか大きな自治体ですと、組織の一員に埋没してしまう可能性があるのです。だからそれじゃあまずいので、やっぱり職務が何かということは非常に大事だと思います。だから、就職前に本来ならばそこを決めてやるべきだと思うのですけれども、そうはいかないでしょうから、やはり今現にお仕事されている方が、どういう仕事をしていて、どういう役に立っているか、新しい人たちにもその情報を十分伝えるという、情報の流れをつくる必要があると思います。

(山岸会長)

日本組織内弁護士協会がありまして、これは組織内、企業内だけではなくて、自治体のほうも加入資格はあって、ある程度加入はされています。先ほど申し上げたように、企業法務の一定の経験者が兵庫県明石市に応募してというような、そういうことはあるのですが、おっしゃるように、地方自治体独特の問題とか、それから大中小様々な問題を抱えているという中で、もう少しきめ細かな情報交換の場というものは必要だろうというふうに思います。おっしゃるとおりだと思います。

(斎藤副会長)

弁護士市長の会合というのがありましたよね。

(山岸会長)

弁護士の資格があって、首長になっている人たちは会合があるにはあります。

(斎藤副会長)

明石市の市長が全国弁護士市長会をつくられて、意見交換をして、情報交換をして、いいですよ。大いに採用しましょうという。

フット委員のお話もありましたけれども、大学その他でも、そういう自治体で活躍する弁護士をゼミ等で呼んでいただいて、こういう弁護士像もあるのだということを教えていただくといいと思うのですよね。どうしても、法廷弁護士というイメージばかり強いのです。弁護士というと法廷、それは市民一般の意識もそうだと思うのですね。中川委員の言われたとおりだと思っています。こういうことで弁護士はいろいろなところで活躍して、役に立つことをやっているということを、もっともっと知ってもらえないかと。その辺われわれの努力もあるでしょう。

(山岸会長)

英語で言うと、ガバメントローヤーという言い方でいいのでしょうか。国にしても、州政府にしても、日本のような市長にしても。私、25、6年前に、ある来日したドイツ人の弁護士が、どういう仕事をしたいのだと訊いたら、ガバメントローヤーになりたいと。それを目指していろいろな経験、キャリアを積んでいるというような話で、びっくりしました。それは目指すべき1つの形だと思います。

(フット委員)

先ほどの話に関して、私の感想ですけれども、アメリカのロースクールは、最初の日から政策の側面もかなり重視されています。現在の法制度に問題があるとすれば、それをど

うすればいいのか。法改正をするならばどの段階で、あるいはこれは条例の問題なのか、立法の問題なのか。あるいは判例による法改正が可能なのか。はじめからそういう側面が非常に重視されています。中には立法学ですとか、あるいは政策の側面を対象としている授業、演習なども多いのです。また地方自治体におけるインターンシップなども盛んです。そういった政策的な側面を日本のロースクール、あるいは法学部においても、もっと早い段階から重視すべきであると、ずっと昔から私が考えてきました。

(荒事務総長)

ちょっと1点だけいいですか。仙台市の顧問弁護士などもやりながらいろいろやってきたのですけれども、今フット委員から話があったときに、ふと思いついたのは、私たち一人ひとりの弁護士はやはり地域で暮らしているわけで、その地域で例えばPTAの会長をやったり、おやじの会に入ったりという、その地域に根ざした活動をやりながら、地方自治というものを考えていくという作業が前提として必要だということを法科大学院でぜひ教えていただきたい。われわれもやっていかなければいけない。東京では、東京の先生方は時間がないのか、自分の住んでいるところでの活動ということについて、なかなかできていない。そうすると、足元がちゃんとしていないと、自分の住んでいる地方自治体についての、例えば学校のいじめの問題とか何かに目が向かないと。そういうあたりのところを少し教育のところや、われわれの若手サポートのところでも少し支えていく必要があるのかなと思って聞いていました。

(北川議長)

よろしいですか。これは一生懸命お願いをしたいなと思っているのですが。一番の問題は、パラダイム・チェンジだと思うのですね。地方自治体は国がすべてでありましたので、説明責任は国にしておけばいいという一対一の関係ですから、談合が成り立つということになるのですね。したがって、分権自立が進んできますと、一気に自己責任ということになると、職員を見ていると本当にかわいそうです。なぜかという、法の裏付けがないものですから、一番これから自治体としてはものを考えなければいけないときに、危ないから職員は恐くて逃げてしまうのですよ。だから、法の支配が行き届いていないということが問題です。顧問弁護士の先生は、裁判沙汰になったときに困ったから頼むということがどちらかというと多いと思うので、法の蓄積が自治体にされていなくて、全部国のヘッドクォーターに頼って、自分たちがオペレートしてきた機関委任事務は、だんだんと法定受諾事務と自治事務に変わってきて、国の機関の仕事から原則全部が変わってしまったのですね。

したがって、よほどしっかりと地方政府を確立するためには、専門の先生方が任期付であったとしても、何年間かはお勤めいただいて、その組織の中に法の蓄積をしていかないと。本来いつも言われる地方はもっと利権が横行するといった悪いことというのは、そういう訓練をされていないから当然なのです。けれども分権が必然的に進むとしたら、まさに弁護士の先生方が、専門職としての任期付職員となれば、本当にみんなが助かって勇

気ある判断をできるということになります。

行政にとって地方自治体にとっては、弁護士は明らかに敵という恐るべき感覚があるわけでございます。これは公権力に対して市民を守るというのは当たり前のことで、しかしこれがトラウマになっているのですね。だから、それに対抗して弁護士がそこへ入ると、何か公権力に味方するという、弁護士のまじめな発想で気が引けているところもあるのですよ。

しかし、本当にそうですかと。現実、行政は多様だから、例えばモンスターシチズンとか、とんでもない人がいると。これは、実は 2011 年、12 年に、増えてきたのは、1 つは明らかに債権回収です。それと分権が進んできて、もはやどうにもならなくなったために力を借りるということで、弁護士の何々だと言ったら一発で終わってしまうということは、いくらでも現実にあるのですね。

したがって、法を的確に組織の中に蓄積をして、法に基づいて仕事をするという自治体を、弁護士会をあげてつくっていただきたい。地方制度を確立するときには、中央に依存できなくなってきている。自分たちで自己決定、自己責任を果たすときには、そういう流れをおつくりいただきたいと思うのです。一生懸命やっていただいて、これが増えてきたわけですけれども、もう一踏ん張りお願いできないかなと。やはりどこかで谷を越えてつくらないと、増えないと思うので。兵庫県明石市は、5名の弁護士を採用し、来年も2名採用すると言っていましたよね。だから、そこで法の蓄積をしながら、それぞれの対応ができるところへいくと、その職員が育つということを考えて、日本全体に法の支配が行き届くようなことをぜひお願いしたい。顧問の先生方はなかなか法の蓄積とか、そこが難しいと思うわけです。日弁連の会長選挙で弁護士の数を減らすという消極的な発想で、これは仕方ない時代の変化のときだとは思いますが、活動領域の拡大というのを真剣にお考えいただいたら、山岸会長、行政に関して訴訟法から全部入れたら圧倒的に行政の関係の法律は多いでしょう。7、8割そうじゃないですか。道路交通法とか。それが今までの過去の前例で処理された、あるいはなれ合いで処理されているから、今どきパッと法律の問題になると、職員は一気に干上がってしまうとなると、本当にまじめに市民のサイドに立った判断ができなくなってくるということもあります。私はぜひより積極的に様々な点で、中川委員さんもおっしゃったのですけれども、PR等、あるいはシンポジウム、あるいは兵庫県明石市の市長とか、あるいは近畿弁護士市長会ができましたが、そういったところを通じて相当力を入れていただければ、需要はいっぱい行政側にはあると思います。

だから、量的削減の時代は終わって、質的充実の時代に自治体も入ってきたと思うので、私は行政がオープン、フェア、フリーでやらないともうもたないということになれば、中に入って大勢になって、市民に対抗する弁護士ではなしに、組織そのものをそのようにしなければいけないという立場に立っていただいてお願いできたら、本当にいいことだと思います。

千葉県流山市も議会のほうにも入って条例制定ということで、議会をどうするかという

扱いは、今議会本条例というのは全国で 200 本以上もあつという間にできて、議会が執行部に対してきちんと対応するというので、ここも法的なことになってきたというようなことがあります。一遍ぜひ自治体の意見もお聞きいただく場を設けていただいたり、また弁護士の方の意見を自治体で教えていただいたりというようなことを、ぜひお願い申し上げたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(山岸会長)

ありがとうございます。

議題② 東日本大震災・原子力発電所事故等に対する復興支援について

(北川議長)

それでは時間をオーバーいたしました。次の議題 2 に入らせていただきたいと思います。「東日本大震災・原子力発電所事故等に対する復興支援について」を検討していきたいと思っております。そこで、中野明安東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部の副本部長にご説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(中野東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部副本部長)

ご紹介いただきました中野と申します。座ったままご説明させていただきます。

私、昨年と同じ時期に市民会議に参加させていただき、阪神・淡路大震災以降、法制度は何が変わったのか、変わっていないのかということについて、ご説明させていただきました。したがって、今回は 2 度目でございます。現状、われわれがどのような対応をしていくのかということについてご説明をさせていただきます。特に、これから行われることになる復興まちづくりというものについて、弁護士はどのように関わっているのか、それから弁護士と他の士業、他の専門家との連携として、どのような活動をしているのか、ということについて、若干お時間をいただいてご説明させていただきたいと思っております。

レジュメを 8/66 ページのところにご用意させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。先ほどの谷垣先生のように詳細なレジュメをつくっておけばよかったのですが、ほとんど標題だけで書いておまして、申し訳ございません。少しずつご説明をさせていただきます。

まず、まちづくりと弁護士ということ。まちづくりに弁護士というものは果たして役に立つのか。先ほどのように紛争解決とか取消とか、そういうような場面で出てくる弁護士が、果たしてまちづくりというのにはどんな役に立つのか、必要な存在なのかということについてのご説明をまずさせていただきます。

昨年の 6 月 25 日に東日本大震災復興構想会議で「復興への提言」というものが出されました。その中で、おそらく皆様お気づきになっていらっしゃると思いますが、復興事業の担い手、合意形成のプロセスというところで人材の確保という項目がありました。その項目の中で、「住民主体の地域づくりを支援するためには、まずまちづくりプラン、それ

から建築家、大学研究者と合わせて弁護士などの専門家の役割が重要である」という提言をいただいております。

これは、例えば1992年の普賢岳の噴火災害のときも、弁護士としては、負債を抱えている人たちの負債を免除したらどうだとか、生活資金を支給したらどうだとか、そういう提言などの活動を行ったことがございました。

その後、1995年の阪神・淡路大震災や2004年の新潟県中越地震、2007年の新潟県中越沖地震においても、弁護士がしっかりと復興まちづくりというものについて取り組んでおりました。そのことを聞き及んだ東日本大震災復興構想会議の皆さんが、やはり弁護士としての役割というのは重要だという認識を持っていただいたものだと思っております。

では具体的に、どのような役割があるのか。最近やっと被災自治体の各地で復興計画に基づいた復興まちづくりという議論が、開始されてきているという状況です。その復興まちづくりというものは、そもそもは住民主体で行われるものなのですけれども、住民の皆さんは当然ながら被災したことなどそんなにございません。「復興」というものの意味もよくわからないという方が多くいらっしゃいます。

そういう中で、被災住民の皆さんが果たして何らの道しるべなく前へ進むことができるのだろうかということがあります。もちろん住民主体でまちづくりをする、そのサポートに行政の皆さんが入っていただいて、行政の皆さんがその復興のまちづくりをお手伝いするという、そういう構図は当然できております。

ただ、私も驚いたのは、新潟県中越沖地震のちょっと前にありました能登半島地震のときも、私は各自治体を回らせていただきました。そのときに自治体職員に言われたのは、その当時できて数年経ったばかりのところではあったのですが、被災者生活再建支援法に基づく再建支援金、生活再建支援金の制度を、能登半島の各市町村の皆さんはほとんど知らなかった、ということでした。それで慌てて石川県の県の方が国交省等にご相談に行って、情報を聞いて、県の方が自治体の職員の方にご説明をしていたというような状況だったのですね。

それはまちづくりの前段階の話なのですけれども、ことほどさように、やはりこの分野について、ほとんど情報等の蓄積がないという状況です。1959年の伊勢湾台風後、災害対策基本法という法律はできました。けれども、それ以降も災害に関する政策というのは、1個の災害があれば、それに対して1つずつ対応していくということで、残念ながら日本の災害対策制度というのは積み上げがないという状況、それがやはり復興行政や復興まちづくりというものについても同様になってしまっているという、そういう問題点があります。

そういう中で、われわれ弁護士は法律の専門家としてこのような法律はどのような法体系なのかということをおろそかに学んで、それをこのような住民が主体となり、行政がサポートするという復興まちづくりに対して、われわれもお手伝いをしていきたいというふうに思っているところでございます。そのために弁護士が必要だということになります。

具体的な弁護士の関わり方というのは、(3)に書かれておりまして、まずは住民目線で被災者に寄り添って一緒に考えていくという姿勢でいきたいというふうに考えております。

先ほどのお話にありましたが、この住民目線が、行政の皆さんにとっては敵だと思われるかどうかなのですけれども、われわれはそういうつもりは全くなく、架け橋の立場になりたい。行政の発言している内容をかみ砕いてご説明をし、住民の理解を求めていく。住民の方が理解をして、意見を持ったら、その意見をきちんとした形にして行政に届けて、復興まちづくりを続けるというような立場になりたいというふうに思っております。

それから1点、特に所有権等の私権について、この復興まちづくりの中では大きな制限を受ける場合があります。まちづくりの中で最近出てくるものとしては、防災集団移転促進事業というのがありますが、その他には土地区画整理事業というのがございます。土地区画整理事業になりますと、「権利変換」という言葉で、自分たちの今まであった所有権が別の場所の土地の所有に変わるとか、大きな私権の変換、制限というものがございます。そういうものについて、一瞬にしてというか、いろいろ合意形成はあるにしても、そのような合意形成になかなか参加しづらい方々がいらっしゃる。そういう方々が、どのような制度に基づいて、自分たちの本来的な財産権、所有権がどうなってしまうのかということについては、われわれ弁護士が一番説明しやすい立場ではないかというふうに思っているということです。

それから復興まちづくりというものは、生活に大きな影響を与えます。大きな変化を与えるため、そういう場面において、そのまちづくりの前段階で、先ほど申し上げたいろいろな生活の変化を起こすことになるわけです。そこにある例えば債務が発生していたものを処理しなければならない。例えば最近も出ております二重ローン、被災ローン減免制度というのがございます。防災集団移転促進事業で土地を買ってもらおうと思ったところ、そこには抵当権が付いていた。借金したばかりだったということで抵当権が付いたままです。この抵当権が付いたまま、防災集団移転促進事業でこの土地を自治体を買ってもらえるかという、基本的には買っていただけないという状況になっている。はたと困ったわけですね。

私も大船渡のある地区の復興まちづくり事業に参加させていただいておりますが、そこで私は今年の1月に相談されました。その方は行政の方から抵当権がついていると買い取れませんかと言われましたということでした。では金融機関に債務免除してもらって、抵当権も抹消してもらいましょうと申し上げたら、その債権者は地元の金融機関だったのですね。その方は、あの金融機関さんには迷惑かけられないからと、地域に根ざした金融機関に迷惑をかけられないということを言い、防災集団移転促進事業で高台に移転することはあきらめましたというふうに言われたのです。

行政の方に聞いても、行政の方も難しい問題ですねと。何かいい知恵があったら考えてくださいというふうに言われるような状況です。そのような立場、行政の方は手続としてやむを得ませんということで、ご説明されるわけですが、そこを何とかならないかという

ことを考えていく立場として、われわれは役に立てるのではないか、そういうことをやる最も適切な立場にいるのではないかということで今活動を行っています。

それから、2番のところにあります復興まちづくり支援において期待される弁護士の具体的な役割ということが、(1)から(4)に書かれているような内容でございます。先ほど申し上げたように、相談業務ですね。いろいろな形で、いろいろな難しい法律の制度や事業の制度を行政の方からご説明されるという機会が多いと思います。行政の方も最近すごく一生懸命勉強されて、わかりやすく、パワーポイントを用いてご説明されているわけですが、一定の時間の中で100人、200人の方にご説明するということは、ハードルとしては、どうしてもある一定の立場の人を前提にご説明をしなければならなくなりまして、ご老人の方、ご高齢者の方、それから難しいことについて苦手な方というのがいらっしゃるに、そういう方々にすれば、それではわからなかったというふうに、われわれがそこに行くと言われます。そういうことについて、われわれは橋渡しとして、こういうご説明でしたよ、あなたのご意見があれば、私たちが届けますよということでやると。そういうアドバイス等をやると。

(2)も同様ですね。行政制度のまちづくり事業の仕組みの解説を行います。それから住民と行政の間で、先ほど申し上げた私権制限等、所有権がこうなりますよと。あなたはこれに参加できませんよ。災害危険区域として指定される場合も、災害危険区域として指定されない場合も、それぞれ皆さんは不満に思うことがあります。区域に指定された場合は、何で私はここを立ち退かなければいけないのか、何でここに建物を建ててはいけないのかということで不満に思います。災害危険区域に指定されない方は、今回津波が来たのだけれども、防潮堤が高くなるので、ここはもう災害危険区域に指定しなくてもいいのですというふうに説明されたのですが、今回被災をして非常に恐い思いをしたにもかかわらず、何で危険区域に指定してくれなかったのだと。しかも、危険区域内の人に補助金が出て高台に移転できるというわけなのですが、区域外の人には今のところ支援制度がないというようなことを、当初言われたものですので、何でそういうふうにわれわれは支援が受けられないのだというような不満を持つ。そういうことについて、やはり行政の立場も難しくなります。そこで、そのコミュニケーションの橋渡しをします。「ではわれわれ区域外としてはこうしましょう」という提案をする。区域内の人は「こういう方法でいろいろとコメントをつくってもらって、皆さんの満足できるような新しい跡地の利用方法を提案しましょう」という形で橋渡し役をやったりしています。

その他、弁護士であればいろいろな話をもっていきやすいという場面もありますので、そのような情報を行政からいただいて被災住民の皆さんにご説明する機会とか、そういうような情報提供をすることもやっております。

その次の弁護士の復興まちづくりの具体的な取組、具体的には何をやったのかということについてご説明をさせていただきます。まず阪神・淡路大震災における復興まちづくりということで、ページでいいますと22/66に資料をご用意させていただいております。22/66

は阪神・淡路大震災の記録として兵庫県弁護士会の活動の軌跡ということをもとめたものでございます。この 23 ページ目のところで、主たる個別支援事例というのがあります。阪神の弁護士だけではなくて、弁護士や建築士や司法書士、土地家屋調査士、そういう方々が集まってまちづくり支援を行いました。その具体的な内容として掲げられているものです。まずは、23 ページ目の①にあるような擁壁が損壊した近隣地区の共同復興への支援というものを弁護士と建築士で行った例です。

それから、これは兵庫県西宮市なのですけれども、②にあるように、広域的に地盤が移動してしまった場合に、この境界はどこになるのだということが大きな議論になりました。この広域的な地盤移動地区の境界再確定事業について取り組んだという例を紹介させていただきます。

その他③にあるように、グループホーム建設について、これは税金上の問題があったりしまして、この税金について税理士も関わってグループホーム建設というものを行ったということが書かれております。

その他、ここには 10 個ご報告がされておりますので見ていただきたいと思います。これはもちろん当然弁護士だけで対応できたものではございません。他の士業の役割も非常にたくさんありましたが、逆に弁護士がいたから実現できたというふうに言われている、そういうまちづくりであるということも私も聞き及んでいるところであります。

これらは、阪神・淡路大震災における復興まちづくりであります。次に、今般の東日本大震災における復興まちづくりの状況について、ご説明をさせていただきます。まずは、①にありますように、自治体の復興計画検討委員会の委員に岩手弁護士会の小口幸人弁護士が就任しておりました。そこで、まちづくりにおける役割というものについて、彼が考えているところがございます。

小口弁護士は岩手県宮古市の東日本大震災の復興計画検討委員会の委員に就任しております。復興計画を策定するという役割と、それからその委員に出席しているという他に、自治体への質問書や提案書、そういうものをつくっていたというようなことであります。

それから、今申し上げました復興計画検討委員会の委員は、21 人いたそうなのですけれども、そのほとんどが各団体の長というような立場で参加されていらっしやいまして、その場合やはり自らの団体の立場やその利害関係等があつて、なかなか議論としてはまとまりにくいところがあつたということでありました。

一方、弁護士という立場というのは、特別な利害関係を有していないで参加させていただいておりますので、中立的な立場でそのような復興検討委員会で意見を出すことができた。皆様の議論の少しながらでも成熟に貢献したり、議論の整理をしたりすることができたというようなご報告をいただいております。

ただ、もう 1 つ、小口弁護士がこの復興検討委員会に参加して思ったことは、できれば自治体の復興計画の素案段階から参加したほうがよかつたのではないかということでありました。その復興計画の素案をつくる段階で、やはり弁護士としての立場で発言できる機

会があったはずだし、よりよいといったら失礼ですけども、そういう計画になったのではないかという意見を持っております。

それが、先ほども谷垣先生からございましたが、この後お話をします任期付公務員の採用というところに働きかけを行っているところになります。

それから次は、宮城県気仙沼市におけるまちづくり専門家の共同活動ということでございます。今現在で行っているのは、宮城県気仙沼市で弁護士が復興まちづくりに関して活動しているのと、宮城県石巻市で活動しておりますのと、福島県相馬郡飯舘村で活動しているのと、私がやっているのは岩手県大船渡市で活動しているのが、われわれが今把握しているところですが、他にもやはり行っているのかもしれませんが、日弁連として今確認しているのはそういうところでございます。

そのうちの1つ、宮城県気仙沼市におけるまちづくりというものは、主に仮設住宅の問題点や復興計画において住民合意を取り付けるための議論、協議会等をこのまちづくりの専門家と一緒にやって議論しているところであります。

われわれが1つ気になるのは、復興まちづくりというのは被災をした方が復興するというのが主なものとしてあるのですが、まちの中には被災をした方と被災をしていない方がいらっしやいます。大変悲しい話なのですが、被災をしていない方は、被災をした方に対して、最近あの人たちは何も仕事をしないでお金をもらって生活してうらやましいとか、あの税金はわれわれが払っている税金だとか、そういうようなことを言われることがあります。

私たちは復興まちづくりはやはり被災者だけではなくて、まち全体が復興しなければならぬということを考えています。被災をした人もしていない人も、一緒にまちづくりに参加していただくというような活動しております。今回、宮城県気仙沼市におけるまちづくりでは、被災者、非被災者も含めた復興としてコンサートをやるということです。兵庫県弁護士会の永井幸寿弁護士が、ウィーンフィルの4人くらい、弦楽器、バイオリニストとチェリストなど、4人くらい連れて演奏会をやるというような企画を立てていて、どうぞ皆さんで復興まちづくりを一緒にやりましょうというようなことを企画しているということです。来週10月8日の体育の日に、そのような企画をしています。

その他、岩手のほう、災害復興まちづくり支援機構です。これはレジュメがありまして、10ページ目のところを見ていただきたいのですが、東日本大震災における専門家の連携活動の支援活動についてということで、私、災害復興まちづくり支援機構というところの事務局長もしております。今、支援機構で岩手県大船渡市に行っているという状況をご報告いたします。

災害復興まちづくり支援機構がどういう団体なのかというのは11ページに書かれていて、これだけの団体が専門家団体として加盟していただいています。この専門家団体から各会員に呼びかけて、岩手県大船渡市にこういうふうな復興まちづくりを行っていくからみんなで行かないかというようなことを声をかけてもらって集まって行っているという

状況です。

その活動が今行われているというところです。具体的にはこのレジュメは、全般的な災害復興まちづくり支援機構の活動をご説明させていただいておりますが、今回どうしてもご説明させていただきたいのは、20 ページ目のところです。具体的な活動内容の1つとして大船渡基石地区などで復興まちづくり支援活動を行っていますということです。ここでは、まちづくり専門家、それから法律の専門家、建築技術、不動産などの専門家が一緒になって被災地区に赴きまして、復興まちづくりの支援を行っているということです。1か月に2回くらいのペース、これは12月頃から2月くらいまではそのようなペースでございましたが、最近は1か月に一回くらいのペースになりましたけれども、われわれが協議会を主催しているというようなところです。

そのような中で、今は高台移転をしようといっているのと、先ほど申し上げたとおり、高台移転をするのは被災された方なのですけれども、被災されていない方については、その地域復興をしようということで、地域復興としての活動をしていこうというふうに考えておるところであります。

そういうことをご説明として記載しているのと、もう1つが、28 ページにこのまちづくり協議会のホームページというのをつくって、復興ニュースというのをつくっています。これは阪神・淡路大震災の際もそうでしたけれども、必ずまちづくりに関しては、こういう広報をするというふうにしています。なぜならば、復興協議会というのは40~50人でやっているのです。ただ、その地域には200世帯、4,000人くらいの方がいらっしゃるという状況です。全員がこの協議会に参加するわけにはいかないという状況であります。

したがって、われわれ今まちづくり協議会ではどんな活動をし、どんなことを考えているのかということをおもんに知らしめなければいけないということで、ホームページをつくったり、新聞をつくったりしてご報告をするという機会を持っています。

このホームページをつくっているのは首都大学東京の教授です。われわれ災害復興まちづくり支援機構は、支援機構の専門家と大学の教授とが一緒になって活動を行っております。それから福島県相馬郡飯舘村には日本大学の教授とわれわれ支援機構が支援を行っているというような形でいろいろ活動しています。

今後の活動の課題として、次のレジュメの4番のところに書いてあります。まずわれわれは弁護士として活動しておるわけでありまして、復興まちづくりというものについては、必ずしも万能な専門家ではございません。しかし、われわれも何か役に立てる場面があるのだということで、今のような形で1つのメンバーの一員として参加するというをやっています。

では弁護士として役に立つために、ということで、まずは法律、制度というものをしっかりと学んでいこうということで、準備をしています。それが(1)の後方支援活動でありまして、まず連続講義というものを日弁連では開催をしています。まちづくりの仕組みと法とか、漁業権、それから農林水産省の対応とか、そのようなことについて勉強会を開いて、

各官庁の方々に来ていただいてご説明をして意見交換をするとうい機会を設けておりました。これも全部 DVD に撮って、各被災自治体の近くにいる弁護士がいつでも見ることができる状況にしています。彼らがこのようなまちづくりに参加するにあたってはぜひこれを見ていただきたい。これを見て協議会に参加したり、自治体と協議をしたりするようにしていただきたいというお願いをしております。

それから1つの後方支援として、まちづくり Q&A の作成ということで、このようなわれわれが聞いたものについて、Q&A という冊子をつくって、各弁護士に配布するという援助をしております。各弁護士がこのようなまちづくりについて、何かわからないことがあれば、少しでも道しるべになるようなものをつくるということで、このような準備をしてつくっております。

これには第1版と書いてあるのですが、さらに第2版をつくっていて、これは弁護士だけではなくて、被災された自治体の皆さんもそうですし、住民の皆さんにも読みやすいようなものをつくろうということで準備をしているところです。

それから、(3)にあるようなまちづくり専門家としての周知です。われわれが今回東日本大震災復興構想会議で専門家としての役割が重要だというふうなところで名指しをされたわけですけれども、まだまだ専門家としての周知はされていないという状況です。したがって、弁護士はこういうふうな役割になれるのです、単なる紛争とかトラブルメーカーではないのですということわれわれはきちんとご説明して、合意形成をしていく。

時間が少なくなってきています。もう少しですね。(4)災害復興に関する任期付公務員の登用というところでありまして、先ほどもお話がありました。議題1の谷垣先生の資料の7ページというところを見ていただきますと、先ほども話が出ましたが、岩手県と宮城県の任期付公務員の採用があります。この部分はまさに復興計画、それから各種復興事業における政策課題の検討というところを職務として募集をしているものです。岩手県のお話ですと、11名ほど応募があるというふう聞いておりまして、1名以上は採用されるのではないかと考えています。

これに対して日弁連は、バックアップチームをつくろうというふうに考えています。今岩手県や宮城県というところで採用募集が出ておりますが、本来的には沿岸地域の被災市区町村の地方自治体で、やはりこのような任期付職員として弁護士が採用される必要があるのかというふうに思っております。その採用に向けて今、法テラスの皆さんや各種チームの皆さんと話をしているのですけれども、弁護士としてそこで採用された場合に、先ほどもありましたが、行政の中に埋もれてしまっは、やはり何の役にも立ちませんので、われわれがバックアップチームをつくって、日弁連で各種今採用されている皆さんに集まっていただければ意見交換をし、どのような状況になっているのか、日弁連としてやるべきことがあったら支援するというようなことで、いろいろな意見交換をしたいと思っております。

それから、採用にあたって必要なので、やはり事前研修として、こういうように弁護士

会、日弁連は準備していますからどうぞ応募してくださいということ、もう既に任期付公務員になっている方を呼んでどんなことをやるのかということ、それから復興計画というのはどういうものなのかということ、われわれが説明したり、現地で活動している弁護士活動を紹介したりというふうにしたいと思って、今計画を立てています。

現時点で今申し上げたような災害復興まちづくり支援機構や阪神・淡路まちづくり支援機構のような活動は、5番にあるように各地域に広がっておりますので、各地域で進めたいと思っています。

それから、復興まちづくりと司法支援センター、法テラスの役割というものもあります。法テラスでいろいろと活動しておりますが、ぜひまちづくりに関しても、法テラスの役割というものを認識して進めていただければというふうに思っています。

最後に、(7)にあるように、この復興支援に関する取組というものは、まだ法学部や法科大学院でご紹介される機会が少ないと思います。しかも、法学部ではこのまちづくり関係の法律は、ほとんど教えられる機会がないのですね。まちづくりの法律というのは、だれが勉強しているかということと工学部系なのです。建築関係の人たちが勉強しております。建てる側ですね。われわれは、復興まちづくりというのは「人の復興」ですので、必ずしも建物を建てなくてもいいのだということを被災者のみなさんに申し上げたいと思っているのですが、そういうことをきちんと言えるように、やはり学生の段階から復興まちづくりなどについて勉強していく必要があるかと思っています。そのための取組についても現段階から行っていきたいと思っております。

以上でございます。

(北川議長)

どうも、急いでご説明してもらって申し訳ございません。委員の皆さん、ご意見がございましたらどうぞ。

私から。災害のまちづくりで弁護士の先生方にご活躍いただきたいのですが、これが平常時でもいるということで、PRE（パブリック・リアル・エステート）ということですね。やはり行政がまちづくりをやってしまうと上から目線になるので、住民に寄り添ってというところがうまくいかない最大の理由だということで、弁護士の皆さんが入ったり、公認会計士が入ったり、あるいは建築士の方が入って、本当にみんなで自発的にまちをつくらうということが言われていますよね。CRE（コーポレート・リアル・エステート）もそうだと思いますが、よって任期付公務員がいるというのが、岩手県のことだと思います。ぜひそういう成功事例なんかも。今後弁護士の皆さん方が行政にお入りいただくときには、そういう働き方がいっぱいあるということですよ。だから、今までは公権力攻勢でカーッといったのがうまくいかなかった理由だから、寄り添ってというそういう文化を行政体に、特に地方公共団体に植え付けていただくようなことが、産業を通じてやればいいのかろうというのを今お聞きしてそのように思いました。

(中野東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部副本部長)

ありがとうございました。

(中川委員)

1つだけ質問なのですが、地方の単位会が主体になっているのですか。単位会と日弁連の関係はどうなっているのかということと、それからもう1つ、活動そのものはいわゆるプロボノ活動として位置づけておられるのか。つまり、手弁当ですか。あるいは何らかの職業というか、お金のためにやっておられるのか。その辺の意識というか、それはどういうふうにやっているのですかね。

(中野東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部副本部長)

発生的には、各単位会の弁護士が活用し、それを日弁連がやはり制度として支援しようということで今やっています。

それから、プロボノかどうかと言われれば、今現時点ではプロボノです。最近、岩手弁護士会が、県に対して無償で1年間法律の相談事業を行うこととしました。住民ではなくて、自治体の相談を受けたということです。自治体の職員のいろいろな相談を無料で受けるということをやったのですが、私としては、それはできれば一定の有償で行うべきだと思います。そこについて弁護士会が無償でサービスとして行うということは、もちろん誤りではありませんが、持続的に行うためには、当然ながらそれに見合う対価というものをいただきながらやるべきだと思っています。

(中川委員)

東北は特に会員の皆さんの数も少ないし、日常の仕事をやりながらプロボノでこういうことが本当にできるのかと、そういう疑問を持ったものですから。やはりかなりバックアップがないと難しいのかなという感じを持っています。

(中野東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部副本部長)

岩手県大船渡市は今10人で行っているのですけれども、一人3万ぐらいかかるのです。30万かかるのですよ。災害復興まちづくり支援機構は、1団体から30万ずつ預かって390万ぐらいで予算を組んでいるのですけれども、10回行っていますので、もう300万ぐらいかかっているのです。内閣官房で専門家派遣事業というのをやってくれましたから、そこでわれわれは岩手県大船渡市からのお呼びでということで申請をしますと、内閣官房からお金がもらえるということがありまして、昨年度それを使いました。ただ、それも60人分しか使えませんとか、各自治体で制限がありますので、すべてが使えるわけではないということからしますと、いわゆるそういうような財源とか、そういう形で皆さんからいろいろな手当をしていかないといけない活動かと思っています。

(北川議長)

それが災害の復興のまちづくりだけでなしに、パーマネントに、まちづくりというのにそういうDNAが植わっていくというのをやっていただきたいなど。

(山岸会長)

よろしいですか。私も宣伝するわけではないのですが、東京弁護士会で倒産法務とか会

社法務とか、いろいろな法律研究部をつくってきた中で、行政法務研究部がなかったもの
ですから、それをつくろうという呼びかけ人の1人になって、遅ればせながらつくって研
究してきました。

ただ、その判例研究とかそれだけではつまらないということの中で、こういう東京の場
合は都市ということで、再開発がらみというのを先ほどの権利変換とか減歩とか容積率の
売買とか、いろいろ複雑な法律を相当こなさないとよく理解できない。そこを勉強しよ
うよ。それで、専門性が自分たちにあるということであれば、またどこかで役立つ。

それから、今回のことは大変不幸な事態だったけれども、ボランティアでもとにかく手
伝うということ、勉強する、一緒に語るということの中で、そこでまた自分たちの知見が
高まる。それをおっしゃるようないろいろなところで再開発で生かしていけるわけですね。
そうでないと、単発的に依頼を受けた人から立ち退き料どれだけたくさん取れるかくらい
の話で弁護士が関わっているだけでは、なかなか信頼も高まらないわけで、全体を見回し
た上で適切な権利調整を図り、得るべき利益は取って、協力できるところは協力していく
という様々な調整機能を弁護士は果たせるはずなんだから、その専門家をつくっていくと
いうことが必要なのではないですかというようなことを言ってきました。今お話に出たよ
うに、相当な労力と時間を要するものですから、なかなかボランティアベースだけでは長
続きしにくいだろうというのがありますので、何らかの財政措置を、また公共団体なり国
のほうで考えてもらえればと思います。

(北川議長)

あとはいかがでございますか。

(荒事務総長)

少しだけ報告してよろしいですか。仙台の人間として、前回、法テラスの臨時出張所の
話をしました。佐藤先生からご報告いただいたほうがいいのかとも思うのですが。この9月
30日に二本松のほうで5番目の臨時出張所ができて、記念パーティーや開設式典が行われ
て、10月1日から始まると。なぜ二本松かというと、福島県の中通りですけれども、浪江
町という原発の被災地の人たちが、そちらのほうに多数の仮設住宅をつくってもらって住
んでいるためです。そういう人たちを視野に入れた支援ということで、中通り地区に、東
北本線沿線の二本松につくるということになりました。

先ほど言ったようにマンパワーが十分でない中なのですけれども、福島県弁護士会がこ
れを法テラスの人たちとともに運営していくと。6つ目が先ほどから出ていますが、どう
やら岩手県大船渡市につくることを岩手弁護士会が意思決定をしましたので、準備が始ま
りました。7つ目が、原発の下の方に福島県いわき市がございしますが、いわき市と原発
のところの中間のあたりにできる方向で今話が進んでいるというところですよ。ようやくわ
れわれが最初7つぐらいは必要だと思っていたものをできそうな状況になり、あとは福島
県相馬市、南相馬市につくれるかどうかという課題が残っているという状況になっていま
す。

あと1点だけ。被災地の人たちと一緒に付き合っていると、やはり何か先の見えることがほしい。よく北川先生がマニフェストとかおっしゃいますけれども、行動計画があって、2年後、3年後には自分のまちづくりがどう具体化されていくのかという工程表を、原子力発電所の1号機、2号機、3号機、4号機をどうするかという工程表をわれわれに示すことはあっても、まちづくりについての工程表を示すことは、自治体はほとんどない。被災地の人たちは自分の人生を賭けて、その行動計画に合わせて、自分の行動をつくりあげていかなければいけない。それなのに、自治体のほうがそれを明らかにしてくれないから、まだまだ自分たちもどうやっていいかわからないという状況にある。

だから、まちづくりの行動計画をどう示していくか。それに合わせて今仮設住宅にいる人たちはどうするのかということを考えられるようにしていかないといけないということも、強く思っているので、最後に一言言わせていただきました。ありがとうございました。

6. 閉会

(北川議長)

あとはよろしゅうございますか。

それでは、これで本日の会議は終わらせていただきたいと思います。

次回、第36回の市民会議の日程は、既に内定の通知を送らせていただいておりますが、平成25年の1月21日月曜日が、現段階で7名の方が参加可能なので行いたいと思います。時間は午後1時から午後3時に開催させていただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

事務局の先生から、何か補足説明はよろしゅうございますか。

(中西事務次長)

次回の議題で、もしこういうことをというご提案がありましたら、今日でもこの後でもご連絡ください。

(北川議長)

それでは本日予定しておりました審議を終了させていただきたいと思います。本日の第35回日弁連市民会議を閉会させていただきます。本日はどうも皆さん、ありがとうございました。

(山岸会長)

お忙しいところありがとうございました。(了)